

# 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護契約書（別紙）

## 1. 介護保険法が定める法定料金

### 1) 基本サービス料金

	基本単位	1日報酬額	1日あたりの自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	437	4658円	466円	932円	1398円
要支援2	543	5788円	579円	1158円	1737円
要介護1	584	6225円	623円	1245円	1868円
要介護2	652	6950円	695円	1390円	2085円
要介護3	722	7696円	770円	1540円	2309円
要介護4	790	8421円	843円	1685円	2527円
要介護5	856	9124円	913円	1825円	2738円

(4級地のため、1単位が10.66円)  
 ※介護保険負担割合証の提示をお願いいたします。

### 2) 機能訓練体制加算

機能訓練指導員において、常勤換算方法にて基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算する

1日あたりの単位数	1日の報酬額	1日あたり自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
12単位	128円	13円	26円	39円

### 3) サービス提供体制強化加算

職員の配置等において、基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算する

項目	1日あたりの単位数	1日の報酬額	1日あたり自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
加算(Ⅰ)イ	18単位	192円	20円	39円	58円
加算(Ⅰ)ロ	12単位	128円	13円	26円	39円
加算(Ⅲ)	6単位	64円	7円	13円	20円

### 4) 夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員の勤務に関する基準を満たす場合に、所定単位数を加算する

項目	1日あたりの単位数	1日の報酬額	1日あたり自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
加算(Ⅰ)	13単位	139円	14円	28円	42円
加算(Ⅲ)	15単位	160円	16円	32円	48円

### 5) 個別機能訓練加算

個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画をし、その後3ヶ月ごとに1回以上、居宅を訪問し、進捗状況の説明、計画の見直し等を行う。

1日あたりの単位数	1日の報酬額	1日あたり自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
56単位	597円	60円	120円	180円

### 6) 看護体制加算

看護職員において、基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算する

項目	1日あたりの単位数	1日の報酬額	1日あたり自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
加算(Ⅰ)	4単位	43円	5円	9円	13円
加算(Ⅱ)	8単位	85円	9円	18円	26円

### 7) 認知症専門ケア加算

認知症介護に係る専門的な研修を修了した職員を所定人数配置するなどした場合に、所定単位数を加算する

項目	1日あたりの単位数	1日の報酬額	1日あたり自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
加算(Ⅰ)	4単位	43円	5円	9円	13円
加算(Ⅱ)	8単位	85円	9円	18円	26円

8)療養食加算

ご利用者様の年齢、心身の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供がおこなわれるなどされた場合に、所定単位数を加算する(1食を1回とし、1日3回を限度とする)

1回あたりの単位数	1回の報酬額	1回あたり自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
8単位	85円	9円	18円	26円

9)認知症行動・心理症状緊急対応加算

ご利用者様に、「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断した場合に、所定単位数を加算する(7日を限度とする)

1日あたりの単位数	1日の報酬額	1日あたり自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
200単位	2132円	214円	427円	640円

10)若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者様に短期入所生活介護を行った場合に、所定単位数を加算する

1日あたりの単位数	1日の報酬額	1日あたり自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
120単位	1279円	128円	256円	384円

11)生活機能向上連携加算

短期入所生活介護の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して機能訓練のマネジメントをした場合に、所定単位数を加算する

1日あたりの単位数	1日の報酬額	1日あたり自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
200単位	2132円	214円	427円	640円

12)送迎加算

ご利用者様の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められるご利用者様に対して、居宅と事業所との間の送迎を行う場合に、片道ごとに算定する

1回あたりの単位数	1回の報酬額	1回あたり自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
184単位	1961円	197円	393円	589円

13)介護職員処遇改善加算

介護職員の賃金改善及び処遇改善を進めるために摘要する。

項目	1日あたりの単位数	1日の報酬額	1日あたり自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
加算(I)	(基本単位+加算)×8.3%	386円～1506円	39円～151円	78円～302円	116円～452円
加算(II)	(基本単位+加算)×6.0%	279円～1088円	28円～109円	56円～218円	84円～327円
加算(III)	(基本単位+加算)×3.3%	153円～600円	16円～60円	31円～120円	46円～179円

2. 所定料金 (介護保険法で基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの)

1) 食事代

朝食 320円 昼食 530円 夕食 530円

※食事が不要になった場合は前日の17時までにご連絡をお願い致します。

17時以降にご連絡を頂いた場合は、通常通り食事代が加算されます。

2) 居住費

1日あたり 840円

	対象者	食費	居住費 (多床室)
第4段階	第1段階～第3段階以外の方(課税世帯)	1380円	840円
第3段階	住民税世帯非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が80万円超	650円
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が80万円以下	390円
第1段階		高齢年金受給者	300円
	生活保護受給者		0円

左記要件のほかに、配偶者も市町村民税非課税であり、預貯金等が単身で1000万円、夫婦で2000万円以下であること。

※介護保険負担限度額認定証の提示をお願いいたします。

### 3) 理美容サービス (毎月第4月曜日に実施)

カット 1,000円

※その他個別でご希望されたサービスについては、その都度実費を頂きます。

### 4) 追加的費用

追加費用	サービス内容	料金
特別食	特別献立及び特別食材・補助食品	実費相当

### 5) 文書料

サービス項目	サービス内容	料金
診断書	非常勤医師が書いた場合	実費相当
コピー代	記録物をコピーした場合	1枚 10円

### 3. 付則

1) この契約書別紙は、平成18年 4月 1日から実施する。

14) // 平成31年 4月 1日改訂

15) // 令和元年 5月 1日改訂

16) 内容に変更がある場合には、その都度作成することが出来る。

<p>事業者</p> <p>社会福祉法人 樺 会          特別養護老人ホーム 西砂ホーム          住 所 東京都立川市西砂町5丁目5番地5          施設長 平 野 晃 印</p> <p>上記の内容の説明を受け、了承しました。          令和 年 月 日</p> <p>利用者 住所</p> <p>氏名 印</p> <p>家族 住所</p> <p>氏名 印</p>
--